



特集

平成27年度
当初予算をお知らせします P.2

忍川・さきたま調節池・
酒巻導水路が変わる…

川のまるごと
再生プロジェクト展開中!



平成27年度 当初予算 をお知らせします



国では、経済の好循環を確かなものとするため、直面する地方創生・人口減少克服といった構造的課題に取り組む「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、早急に対応策を実行に移す「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を取りまとめ、地方の活性化を促すこととしています。

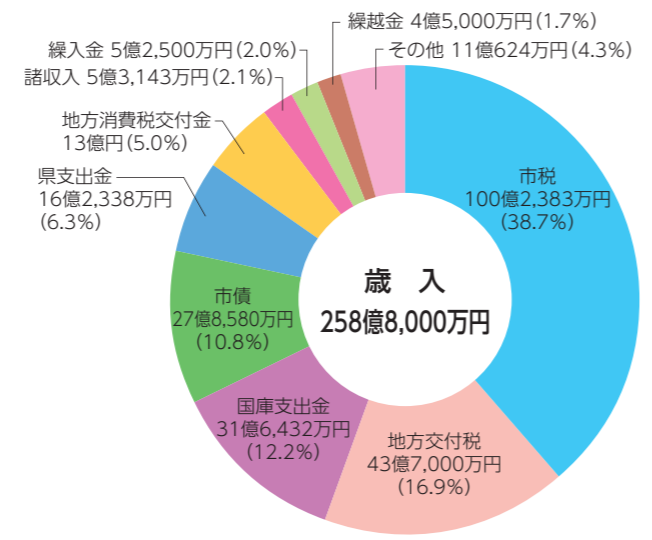
一方、地方においては、少子高齢化の進展などにより、財政構造の硬直化が著しい状況ですが、国と連携・協力し、各団体の個性や独自性を生かしながら、危機感を持って地方創生・人口減少克服に向けて取り組む必要があります。

こうした状況の中で編成した本市の平成27年度当初予算は、多様化する行政需要に対応するため、徹底的なコスト縮減と事業の選択と集中を図るとともに、「行田市版骨太の方針」の3つの柱である「人口減少対策」「安心安全の確保」「魅力あるまちの創出」を推進する重点政策や「まち・ひと・しごと創生」に向けた事業に、財源を優先的に配分いたしました。

今年を「行田創生元年」と位置付け、「まちの創生」「ひとの創生」「しごとの創生」に向けて、全力で取り組んでまいりますので、ご理解と協力をよろしくお願い申し上げます。

歳入の特徴

市税
景気回復に伴う賃金上昇による個人市民税の増収や、企業などの設備投資の増加による償却資産に関する固定資産税の増収、さらには車両台数の増加による軽自動車税の増収を見込んだ結果、前年度より2,834万円の増(+0.3%)となりました。一方、法人市民税は、法人税割の税率引き下げによる減収、また固定資産税については、地価の下落や評価替えによる減収を見込んでいます。



- 用語説明**
- 市税…市民税、固定資産税などの税金
 - 地方交付税…市町村の財政力などに応じて国税の一部が配分されるもの
 - 国庫(県)支出金…国(県)からの負担金、補助金、委託金
 - 市債…市の借入金(借金)
 - 地方消費税交付金…消費税のうち、一定割合が国から県を通じて配分されるもの
 - 繰入金…基金(積立金)の取り崩しなど
 - 繰越金…前年度からの繰越金

市債
小・中学校特別教室のエアコン設置事業が終了したことなどにより、前年度より5億9,500万円の減(△17.6%)となりました。なお、借入れに当たっては、合併特例債など有利なものを活用します。

繰入金
財源不足を補うための財政調整基金の取り崩しについては、将来的な財政運営の観点から最小限に抑え、前年度より1億円減らし3億円を見込んでいます。また、定年退職者の増加に対応するため、職員退職手当基金の取り崩しを2億円計上するとともに、ふるさとづくり事業に充てるための基金の取り崩し2,500万円を見込んでいます。

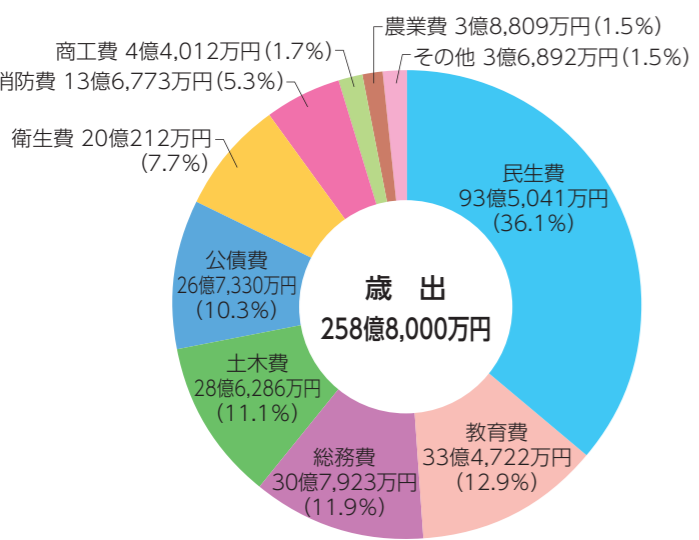
歳出の特徴

民生費
臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金給付事業を計上したことや、障害者自立支援給付事業の増加などにより、前年度より1億4,014万円の増(+1.5%)となりました。

教育費
小・中学校特別教室エアコン設置や総合体育館外部改修が終了したことなどにより、前年度より4億8,428万円の減(△12.6%)となりました。

総務費
市庁舎雨水貯留浸透施設整備および舗装改修やコミュニティセンター耐震改修の終了などがあるものの、定年退職者の増加による退職手当の増などにより、全体としては2億654万円の増(+7.2%)となりました。

土木費
総合公園プール跡地再整備や行田市駅周辺の道路街路整備などの建設事業の増加により、前年度より8,122万円の増(+2.9%)となりました。



- 用語説明**
- 民生費…児童・高齢者・障害者福祉、生活保護などの経費
 - 教育費…学校教育、生涯学習などの経費
 - 総務費…庁舎管理、戸籍、徴税、選挙などの事務事業の経費
 - 土木費…道路、河川、公園の整備などの経費
 - 公債費…借入金(市債)の返済金と利子
 - 衛生費…疾病予防、健康増進、ごみ処理などの経費
 - 消防費…消防活動、災害対策などの経費
 - 商工費…商工業、観光振興などの経費
 - 農業費…農業振興、生産基盤整備などの経費

会計別の当初予算額

会計名	平成27年度	平成26年度	増減額	増減率(%)	
一般会計	258億8,000万円	258億6,000万円	2,000万円	0.1	
特別会計	国保	109億3,026万円	97億4,366万円	12億2,590万円	12.6
	下水道	21億6,319万円	22億1,246万円	△4,927万円	△2.2
	交通災害共済	3,032万円	4,031万円	△999万円	△24.8
	介護保険	55億7,408万円	54億4,574万円	1億2,834万円	2.4
	南河原地区簡易水道	1億3,288万円	1億2,963万円	325万円	2.5
	後期高齢者医療	7億6,311万円	7億6,988万円	△677万円	△0.9
	小計	195億9,384万円	183億2,388万円	12億9,147万円	7.1
公営企業会計(上水道)	25億2,484万円	24億7,365万円	5,118万円	2.1	
合計	479億9,868万円	466億3,603万円	13億6,265万円	2.9	

※1万円未満を四捨五入しているため、小計、合計、増減額が合わないことがあります。

一般会計予算額

258億 8,000万円

一般会計
歳入/歳出

予算規模は前年度比0.1%
額にして2,000万円の増

平成27年度当初予算は、多様化する行政需要や新たな政策に対応するため、選択と集中の徹底により財源を重点的、効率的に配分し編成しました。



その他の施策

- ★ふるさと納税促進事業 45万円
ふるさと納税専門ポータルサイトを活用するとともに、寄附者に記念品を送付することにより、ふるさと納税を促進します。
- ★ページ一口座振替受付サービス事業 307万円
専用端末機を利用して、納税者の口座振替手続きを簡素化します。
- 斎場待合棟・火葬棟耐震補強改修事業 4億3,058万円
式場棟の新築に引き続き、待合棟・火葬棟の耐震補強改修工事を行い、斎場をリニューアルします。



▶問い合わせ 財政課財政担当(内線325・326)

魅力あるまちの創出

健康づくりの推進

- 市民けんこう大学開催事業 72万円
地域への健康づくり意識普及の原動力となる人材育成を推進します。
- 健康づくりチャレンジポイント事業 65万円
健康づくり事業への参加に対するポイント制度により、活動参加を促進します。
- 禁煙チャレンジ応援プラン助成事業 51万円
禁煙外来治療の受診者に対して、診療費および薬剤費の一部を助成します。
- ★フィットネスクラブ連携トライアル事業 15万円
市内にあるフィットネスクラブと連携し、市民の運動機能向上を図ります。

行田エコタウンの創出

- 住宅用太陽光発電システム設置補助事業 240万円
自然エネルギーの有効活用、環境負荷の軽減のため、市内事業者との契約による設備設置者に費用の一部を補助します。
- 電気自動車等導入補助事業 150万円
電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車の導入費用の一部を補助します。
- 防犯灯設置及び電気料補助事業 1,243万円
LED防犯灯を新設する自治会に設置費の一部を補助します。

特色ある教育の推進

- いじめ対策事業 1,477万円
「いじめそうだんホットライン」の設置やアンケートによる学校集団アセスメント、ネットパトロールなどを実施します。
- 小・中学校英語活動推進事業 4,664万円
ネイティブの英語指導助手(ALT)を配置し、小・中学校全学年で英語活動を実施します。
- 少人数学級編制事業 1億2,958万円
市費負担教職員の任用により、小・中学校全学年について、国・県の基準を上回る35人以下学級とします。
- きらきらサポーター配置事業 3,600万円
小・中学校の特別支援学級などで、児童・生徒の学校生活をサポートします。
- 小・中学校トイレ改修事業 4億6,950万円
平成25年度より小・中学校のトイレを計画的に改修しています。平成27年度は、東・西・北・須加小学校および長野中学校の工事を実施します。

安心安全の確保

地域づくりの推進

- 安心生活創造事業 849万円
行田市社会福祉協議会と連携し、地域で相互に見守る仕組みを作ります。
- 循環バス運行事業 7,625万円
高齢者や免許を持たない交通弱者の交通手段の確保や利便性の向上を図るため、市内6コースを運行します。
- ★(仮称)行田市市民活動サポートセンター事業 119万円
協働のまちづくりを推進するための拠点として、コミュニティセンターみずしろ内に設置します。

適切なインフラの整備

- 橋りょう長寿命化事業 4,952万円
長寿命化計画に基づく橋りょうの架け替え、修繕を進めていきます。
- 総合公園整備事業 1億3,830万円
総合公園プール跡地の再整備の他、園路舗装修繕などを行います。
- 排水路等整備事業 5,155万円
側溝や排水路の改良、出水対策を行います。

防災体制の強化

- 防災行政無線更新事業 1億4,333万円
平成25年度から進めている親局・子局の更新を完了します。
- 木造住宅耐震改修等補助事業 100万円
昭和56年以前に建築した木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します。
- ★老朽空き家等解体補助事業 100万円
老朽化した空き家の解体を促進するため、工事費用の一部を補助します。
- 消防車両更新事業 2億円
計画に基づき、はしご付消防自動車を更新します。



平成27年度

主な施策と予算額

★印は新規事業

人口減少対策

定住化の促進

- 子育て世帯定住促進事業 3,600万円
転入者の住宅取得や市内事業者施工の住宅購入に対し、商品券や奨励金による助成を行います。
- 企業立地促進事業 1億4,499万円
固定資産税および都市計画税相当額を3年間助成することなどにより、優良企業の誘致や雇用の創出を図ります。
- エコノミックガーデニング推進事業 19万円
企業情報交流サイトの運営など、地元中小企業が活躍できるビジネス環境を創出します。

交流人口の拡大

- ★行田らしいまち並みづくりと賑わい創出事業 1億1,240万円
バスターミナルへの観光案内所の新設や行田市駅周辺における道路街路整備を実施します。
- 川のまるごと再生事業 3,981万円
忍川・さきたま調整池・酒巻導水路に、ポタリング(自転車散歩)ルートや休憩スペースなどを整備し、まちのにぎわいにつなげます。
- ふるさとづくり事業 4,519万円
足袋蔵などの歴史的建築物の改修・活用事業に対して助成を行います。
- JR行田駅前広場周辺再整備事業 550万円
南の玄関口として魅力ある駅前を実現するため、一体的な整備を行います。

子育て環境の充実

- きずぷらザあおい運営事業 1,540万円
妊娠期から就学前の子どもを持つ親子を対象に、相談事業や各種講座などを行うとともに、新たにホームスタート(訪問支援事業)を実施します。
- 子ども医療費支給事業 2億5,982万円
中学校卒業までの通院費用と入院費用の無料化を継続します。
- ★子育て世代包括支援センター設置事業 560万円
妊娠・出産・産後間もない時期の子育て世代に対するワンストップ支援体制を構築します。

こんな投票は無効です

せっかく投票しても、次のようなものは無効となりますので、ご注意ください。

- 所定の用紙を用いない投票
- 候補者でない者の氏名を書いた投票
- 二人以上の候補者の氏名を書いた投票
- 候補者の氏名の他に余計なことを書いた投票
- 自分で書かない投票
- 誰の氏名を書いたか分からない投票
- 白紙の投票
- 単に雑事、記号、符号を書いた投票

選挙の開票

○県議会議員選挙

▶日時 4月12日午後9時から

○市議会議員選挙・市長選挙

▶日時 4月26日午後9時から

※場所はいずれも行田グリーンアリーナです。

※開票結果は行田グリーンアリーナ内に掲示します。

投・開票速報

投・開票状況については、選挙期日にテレホンサービスを行います。☎0180-994-855

なお、市ホームページにも掲載します。

選挙運動 できること できないこと

▶選挙運動期間

選挙運動ができる期間は、立候補の受け付けが済んだときから投票日の前日までです。

※立候補の届け出が済むまでは、選挙運動は一切できません。

▶投票日当日の選挙運動

投票日当日は、次の例外を除き、選挙運動は全てできません。

- 投票所を設けた場所の入口から半径300メートル以上離れた区域に選挙事務所を置くこと、およびこの事務所を表示するための看板などを掲示しておくこと。
- 選挙管理委員会が設置したポスター掲示場に、選挙運動期間中に掲示したポスターを掲示しておくこと。

▶連呼行為

連呼行為は、次の場合を除き、禁止されています。

- 演説会場および街頭演説の場所で行う場合。
- 選挙運動用自動車の上で、午前8時から午後8時までの間に行う場合(ただし、学校や病院などの周辺では静穏を保つように努めなければなりません)。

▶言論による自由な選挙運動(選挙運動期間中に限る)

•幕間演説

映画、演劇などの幕間、青年団、婦人会などの集会、会社、工場の休憩時間にそこに集まっている方を対象に、候補者、選挙運動員または第三者が選挙運動のための演説をすることは自由に行えます。

※幕間演説が自由だからといっても、あらかじめ周知して聴衆を集めてもらい、そこに外向いて選挙運動のための演説をする場合は、個人演説会とみなされますので注意が必要です。

•個々面接

デパート、電車、バスの中あるいは路上で偶然友人、知人などに会ったときに、その機会を利用して投票を依頼することがありますが、この行為については禁止されていません。

•電話による選挙運動

電話を使って投票を依頼する行為(電話による運動)は、禁止されていません。

▶制限されている選挙運動

•戸別訪問の禁止

候補者や運動員に限らず、何人も有権者の家を訪ねて投票を依頼することはできません。

•署名運動の禁止

選挙に関し、投票してもらう目的または投票させない目的をもって選挙人に対し署名を求めることはできません。

•飲食物の提供

選挙運動に関し、何人も酒その他の飲食物を提供することはできません。

•寄附の禁止

政治家(候補者も含みます)は、選挙の有無に関わらず、その選挙区内にある者に対して、寄附をすることはできません。

▶選挙運動費用の制限

選挙は多くの経費を要するといわれますが、これを規制しないと資金に恵まれた候補者だけが当選し、資金のない候補者は有能な人でも代表者に選ばれなくなります。法律では、選挙運動費用の最高額(上限)を定めています。この最高額は、選挙の種類や選挙人名簿登録者数などによって異なります。

▶選挙運動ができない人

選挙の公正な執行を確保するため、選挙事務関係者や特定の公務員などは、その職にある間、選挙運動をすることが禁止されています。

▶インターネット選挙運動について

インターネットを利用した選挙運動ができますが、次の例のように禁止されている行為もありますので注意してください。

例)有権者による電子メールを利用した選挙運動、未成年者の選挙運動、選挙運動用のホームページや電子メールなどを印刷して頒布すること、選挙運動期間外の選挙運動など、詳しくは総務省ホームページをご覧ください。

ネット選挙運動総務省 検索

この他にも「禁止されている選挙運動」と「禁止されていない選挙運動」があります。違反のないよう、ご注意ください。

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)

ルールを守って明るくきれいな選挙を実現しましょう

4月12日(日)は埼玉県議会議員一般選挙

4月26日(日)は行田市議会議員一般選挙・

行田市長選挙の投票日です

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を備えている方です。

○県議会議員選挙

日本国籍を有し、平成7年4月13日以前に生まれ、平成27年1月2日以前から引き続き本市に住んでいて、本市の選挙人名簿に登録されている方

※平成27年1月3日以降に県内の他の市町村に転出した方(1回のみ)で、本市の選挙人名簿に登録されている方は、新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合に限り、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」があれば、本市で投票できます。

○市議会議員選挙・市長選挙

日本国籍を有し、平成7年4月27日以前に生まれ、平成27年1月18日以前から引き続き本市に住んでいて、本市の選挙人名簿に登録されている方

市内の投票所

投票区名	投票所名
第1投票区	商工センター
第2投票区	中央小学校
第3投票区	持田公民館
第4投票区	西小学校
第5投票区	太井公民館
第6投票区	泉小学校
第7投票区	忍・行田公民館
第8投票区	佐間公民館
第9投票区	婦人ホーム
第10投票区	東小学校
第11投票区	長野公民館
第12投票区	桜ヶ丘公民館
第13投票区	星河公民館
第14投票区	谷郷小橋団地集会所
第15投票区	北小学校
第16投票区	星宮公民館
第17投票区	北河原公民館
第18投票区	下中条農村センター
第19投票区	須加公民館
第20投票区	荒木公民館
第21投票区	藤原町中央会館
第22投票区	太田公民館
第23投票区	地域文化センター
第24投票区	富士山農村センター
第25投票区	埼玉公民館
第26投票区	野文化センター
第27投票区	下忍公民館
第28投票区	南河原公民館
第29投票区	犬塚集会所

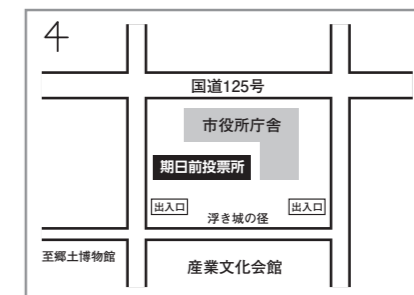
※第28投票区投票所は、南河原児童保育室から南河原公民館に変更となっていますので、ご注意ください。

期日前投票

投票日に次のような理由がある方は、期日前投票所(市役所敷地内)で投票ができます。投票の際は、投票所入場券をご持参ください。なお、入場券が届いていない場合は、身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をお持ちください。

- 仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方
- レジャーなどのため、自分が住んでいる投票区の区域外に旅行、滞在する方
- 病気、出産、身体の障害などのため、歩行が困難な方
- 市外の住所に居住している方(統一地方選挙の場合、投票できない場合があります)

※投票の際には、投票所に用意しているカード(宣誓書兼請求書)にその場で記入し、提出していただく必要があります。なお、事前に記入したい方は市ホームページから宣誓書兼請求書を印刷し、自筆で記入したものをお持ちください。



期日前投票所は市役所本庁舎西側駐車場内仮設プレハブです。

〈投票期間および投票時間〉

- 埼玉県議会議員一般選挙 4月4日～11日
- 行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙 4月20日～25日
いずれも午前8時30分から午後8時まで

第30回さきたま火祭りを開催します

毎年5月に埼玉地区の方が中心となって開催している「さきたま火祭り」は、今年で記念すべき30回目を迎えます。古事記に登場する「ニギノミコト」と「コノハナサクヤヒメ」の婚姻による神話を再現し、来場者を幻想的な世界へ誘います。

ぜひ、会場に足を運んでいただき、古代ロマンあふれる祭りを楽しんでみてはいかがでしょうか。

- ▶日時 5月4日(月)午前10時～午後8時
- ▶場所 さきたま古墳公園
- ▶内容
 - ・採火行列、^{れんたい}輦台行列、古代住居への点火
 - ・御神火降り
 - ・スターメイン(打ち上げ花火)
 - ・フリーマーケット、物産展、その他催し
 - ・行田市観光大使である「スターダスト☆レビュー」によるアコースティックライブ(午後5時15分～6時15分)



- ▶無料バスの運行
 - ・JR北鴻巣駅⇄むさしのホール湯本
 - ・古代蓮の里⇄古墳公園南入口
 - ※いずれも往復運行
- ▶臨時市内循環バスの運行
 - むさしのホール湯本⇄JR行田駅(最終便:午後8時40分)
- ▶その他
 - ・会場周辺は大変混み合うため、「古代蓮の里」駐車場をご利用ください。※会場までの無料バスあり
 - ・駐車場の台数には限りがあります。乗り合わせや公共交通機関をご利用ください。
 - ・会場周辺での路上駐車は、近隣の方の迷惑となりますので絶対にしないでください。
- ▶問い合わせ
 - さきたま火祭り実行委員会事務局(埼玉公民館内) ☎559-0047(月曜日を除く午前9時～午後5時)



忍川美化ウォーキングを開催します

市では、埼玉県と協働で「川のまるごと再生プロジェクト」を展開しており、忍川、酒巻導水路、さきたま調節池の整備を進めています。今回、忍川とさきたま調節池の美化活動を行いながら、古代蓮の里やさきたま古墳公園などを巡るウォーキングイベントを開催します。



◆ コース概要 ◆

- ・延長約13キロメートルまたは約9キロメートル(ショートコース)
- ・産業文化会館南側芝生広場→忍川→さきたま調節池→古代蓮の里→さきたま古墳公園→水城公園→忍城址
- ・忍川からさきたま調節池までの約5キロメートルの区間は、美化活動にご協力ください。
- ・都合によりコースが一部変更となる場合があります。

- ▶日時 5月9日(土) 午前8時45分開会※小雨決行
- ▶集合場所 産業文化会館南側芝生広場
- ▶対象 小学生～大人(小学生は保護者同伴)
- ▶参加費 無料(ごみ袋と手袋は受け付け時に配布)
- ▶主催 埼玉県
- ▶共催 行田市、埼玉県ウォーキング協会
- ▶その他 希望者にはボランティア活動参加証明書を発行します
- ▶申し込み 市役所または各公民館で配布している申込用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、5月8日(金)までに持参、FAX、Eメールのいずれかの方法で企画政策課に申し込みください。【FAX】553-1355 【Eメール】bika-walk@city.gyoda.lg.jp
- ▶問い合わせ 同課企画・改革担当(内線311)

2015 田んぼアートデザインが決定しました

「古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ」をイメージして、古代蓮・地球・子供たち・宇宙・はやぶさ2を世界的規模の約2.8ヘクタールの田んぼに7種類の稲で描きます。また、昨年度は稲の生育不足により挑戦を見送ったギネス世界記録™の認定も目指します。



題名:「^{みらい}未来へつなぐ^{いにしえ}古の軌跡^{きせき}」

● 田植え体験参加者を募集します ●

- ▶期 日 6月14日(日)※雨天決行
- ▶場 所 古代蓮の里東側の田んぼ
- ▶内 容 午前中1～2時間程度の田植え
- ▶参加費 1人1,000円※大人、子ども共通
- ▶特 典 参加した方には、食事券・温泉入浴券の他、収穫後に米をプレゼントします。
- ▶申し込み 4月1日(火)～5月15日(金)に直接、電話、FAX、Eメールのいずれかの方法で農政課に申し込みください。※FAXまたはEメールの場合は住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入してください。【FAX】556-4933 【Eメール】tanboard@city.gyoda.lg.jp

● 絵柄部分を植える田植えボランティアも同時募集 ●

- ▶期 日 6月13日(土)・14日(日)
- ※いずれか1日でも可
- ▶応募資格 高校生以上の方
- ▶参加費 無料
- ▶特 典 昼食あり。また、温泉入浴券と収穫後に米をプレゼントします。
- ▶そ の 他 なるべく13日の参加をお願いします。

- ▶問い合わせ 田んぼアート米づくり体験事業推進協議会(農政課内・内線386)



15歳以下のお子さんが
3人以上いるご家庭へ
行田産米「彩のかがやき」で
多子世帯を応援します

本市の農業振興および地産地消のさらなる推進と子育て支援の充実を図るため、育ち盛りの子どもが多い世帯に対して、行田産米「彩のかがやき」を贈呈します。

▼対象 4月1日現在、本市の住民基本台帳に記録されている15歳以下の子ども(同居)を3人以上養育しており、市税の滞納がない世帯の保護者

▼贈呈品 行田産「彩のかがやき」玄米30キログラム(1世帯当たり)※引き換え時に無料で精米できます。

▼申し込み 農政課で配布している申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、5月29日(金)までに直接または郵送で提出してください。【直接・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市農政課

▼受け取り方法 交付決定者に「行田産米引換券」を郵送しますので、9月29日(火)までにJAほくさい行田農産物直売所で米と引き換えてください。

▼問い合わせ 同課農政担当(内線386)

山口和之氏が 監査委員に 再任されました

3月定例会市議会において同意を得て、監査委員として山口和之氏(駒形)が再任されました。



▶問い合わせ 監査委員事務局(内線324)

「空き家情報の連絡に関する協定」と 「空き家の適正管理に関する協定」を締結しました

2月17日、市では行田市自治会連合会と「空き家情報の連絡に関する協定」を、公益社団法人行田市シルバー人材センターと「空き家の適正管理に関する協定」をそれぞれ締結しました。

「空き家情報の連絡に関する協定」では、自治会連合会が市に対して空き家に関する情報提供などを行い、市は空き家の所有者に適正管理の指導を行います。次に、「空き家の適正管理に関する協定」では、市が空き家の所有者に対してシルバー人材センターが行う空き家の管理業務の情報提供を行い、シルバー人材センターは空き家の所有者からの依頼に基づき管理業務を行います。

協定を締結した工藤市長は「安心して暮らせる地域づくりのために、それぞれの強みを生かしながら空き家対策により一層取り組んでいきたい」と意気込みを語りました。

▶問い合わせ 開発指導課建築指導担当 ☎550-1551



空き家に関する協定を締結した阿久津自治会連合会会長(左)と野原シルバー人材センター副理事長(右)

ふるさと納税に対する記念品の 協力事業者を募集します

市では、7月からふるさと納税をした方への記念品として特産品などの提供を予定しています。

そこで、米や野菜・果物・菓子・加工食品・衣料品など、市の特産品や名産品を提供・送付していただける事業者を幅広く募集します。



▶応募記念品の条件

- 次の全ての条件を満たすことが必要です。
 - 市内で栽培、生産、加工しているものや、生産者表示が市内の住所になっているもの。または、「行田」や「行田を連想させる文字(忍城、古代蓮など)」がパッケージなどに入っているもの(複数の商品の詰め合わせも可能)。
 - 3,000円相当の商品を、全国への送料や梱包費などを含め4,000円以内で提供できること。
 - 食料品については、寄付者に到着後、3～4日程度の消費期限が保障できること。
- ※詳しくは、応募書類をご確認ください。

▶協力のメリット

- 市ホームページやチラシなどに記念品の画像や企業名を掲載します。

- 記念品発送時に自社パンフレットなどを同封することにより、自社製品をPRすることができます。

▶応募方法

企画政策課で配布している応募書類(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、5月8日(金)までに持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市企画政策課

【Eメール】kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp
なお、市で審査を行い、結果は6月ごろに応募事業者へ通知する予定です。

▶問い合わせ 同課企画・改革担当(内線309)

「行田の足袋製造用具及び製品」が 国登録有形民俗文化財に登録されました

国の文化審議会を経て、「行田の足袋製造用具及び製品」が3月2日に国登録有形民俗文化財に登録されました。県内では、狭山茶の生産用具(入間市)に続いて2件目の登録となります。

行田足袋の歴史

いつから行田で足袋が製造されるようになったのかは確定できませんが、享保年間(1716～1735)の行田町絵図に足袋屋が記載されていることから、この時期には、行田で足袋屋の営業が始まっていたことが分かっています。また、明和2年(1765)の「木曾東海両道中懐宝図鑑」には、「忍のさし足袋名産なり」とあることから、行田で足袋生産が盛んに行われていた様子が想定できます。

行田は、周辺地域が木綿の産地であったことから、安定的な材料を確保することができた上、江戸に近いこともあり、製品の販路を江戸や東北地方に求めることができたのです。明治時代になり、足袋の製造にミシンが導入されると生産量が向上し、「行田の足袋」が全国に知られるようになりました。なお、最盛期は昭和13年で、足袋の生産量は年間約8,000万足、全国生産の8割を占めていたといわれています。



足袋工場の様子(大正3年)

登録された足袋用具や製品を解説します



行田の足袋製造用具および製品

国登録有形民俗文化財に登録された「行田の足袋製造用具及び製品」は、郷土博物館が所蔵する足袋製造道具と製品を合わせて4,971点です。これらの資料には、各製作工程に関する用具が多く収集されており、裁断用の包丁をはじめ、型紙・仕上げ用の木槌や返し棒、金型やミシンなどがあります。また、小売販売に関する資料として、各製造業者の商標ラベルとその原画をはじめ、広告や看板類、商標名簿などが含まれています。製品としては、ひも足袋やこはぜ足袋などがあり、わが国の代表的な履き物の一つである足袋の形態と、その変遷を理解することができる資料です。

これらの資料は、足袋産業の特色を示しているとともに、足袋製造の実態や製品の形態を理解する上で貴重なものです。また、近代に導入された用具類は、手作業から機械化へと展開していった過程をよく示しています。こうした点が、足袋の製造技術の変遷を考える上でも注目されることから、今回、国登録有形民俗文化財に登録されました。

登録有形民俗文化財とは

平成16年に文化財保護法が改正され、それまで建造物だけであった登録制度が民俗文化財や美術工芸品、記念物にまで拡大されました。このうち、民俗文化財については、原則として近代以降に普及したもので、生活用品、工業製品などのうち、国や自治体が文化財指定をしていない有形民俗文化財が対象となり、現在、全国で36件登録されています。

▶問い合わせ 郷土博物館 ☎554-5911

Q5 なぜ薬局で測定をするの？

A 病院など医療機関でしか受けられなかった血液測定を、身近な薬局でしかも短時間に測定できるようにすることで、糖尿病測定へのハードルを低くするとともに、皆さんの健康管理につなげていくことを目的としています。薬局は、国の認可の下、徹底された衛生環境により測定を行うので安心です。

Q6 行田市で糖尿病の患者はどのくらいいるの？

A 糖尿病にかかる人は年々増加傾向にあります。糖尿病の予防・早期発見は、自分の健康を守るだけでなく、医療費の抑制にもつながります。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
男性	10.7	10.8	12.6	12.5	13.2
女性	6.3	6.2	7.0	6.4	7.3

〔平成25年度版行田市特定健診結果〕糖尿病有病者の割合 単位：パーセント

薬局と医療機関の連携で糖尿病を撲滅！

糖尿病にかかる人をこれ以上増やさないよう、薬局と医療機関が連携して生活習慣の改善に向けた積極的な支援を実施していきます。また、歯科医師は、歯科検診などを通して、口腔状態から糖尿病にかかるリスクを判断し、手軽で簡単な糖尿病測定を勧めます。このように、糖尿病撲滅に向けて薬局と医療機関が連携した取り組みは県内では初となります。

▶問い合わせ 保健センター成人担当
☎553-0053

Q7 測定はいつから受けることができるの？

A 4月1日(休)から受けることができます。

Q8 どの薬局で測定ができるの？

A 行田市薬剤師会会員薬局のうち、次の11薬局で測定できます。

薬局名	住所	電話番号
かもみ漢方薬局	行田8-5	556-2209
さくらヶ丘調剤薬局	小見1399-6	553-5211
トーア薬局	長野1263-7	556-1402
土橋薬局	桜町2-25-13	556-2226
パルシィー薬局行田長野店	長野2-29-38	556-4193
フジイ薬局	若小玉111-1	554-5482
ふじみ薬局	富士見町2-3-8	564-1616
フレンド薬局	宮本16-24	501-8661
ミキ薬局埼玉行田店	佐間1-27-3	555-3191
薬局アポック行田店	富士見町2-17-1	564-1200
よつば薬局	富士見町2-1-12	552-1193

薬局でお手軽カンタン糖尿病チェック
~糖尿病の予防・早期発見で ずっと健康 ずっと笑顔~

糖尿病は、自覚症状がないままに進行していく恐ろしい病気です。日々の健康管理はもちろん、糖尿病にかかるリスクを早期に発見し、治療へとつなげることで「いつまでも生き生きとした生活」を手にすることができます。市民の皆さん、薬局から始まる健康づくりがスタートしますので、ぜひご利用ください。

Q1 どんな測定をするの？

A 指先からごくわずかな血液を採取し、測定装置に入れるだけです。この測定は、赤血球中のHb(ヘモグロビン)に糖分がどのくらい付着しているかを見るもので、糖尿病のリスクを判定するものです。約3分で結果が判明します。

Q2 測定でどんなことが分かるの？

A 糖尿病と密接な関係にある血中のHbA1c(ヘモグロビン・エイワンシー)の値から、糖尿病にかかるリスクがわかります。測定の結果、リスクが高い人または治療が必要な人に対しては、薬剤師が医療機関への受診や生活習慣の改善を促します。

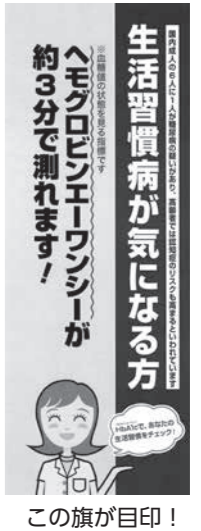
HbA1cの値	判定
6.0%以上	糖尿病予備軍の疑い
6.5%以上	糖尿病が強く疑われる

Q3 測定にはいくらかかるの？誰でもできるの？

A 市民の皆さんを対象に、1回につき500円で測定できます。薬局の窓口で用意している申込用紙に必要事項を記入し、測定を受けてください。年間の測定回数に制限はありませんが、抗血栓薬の服用や出血性疾患のある方は測定できません。

Q4 年齢制限はあるの？

A 未成年者が測定する場合は、親権者の同意が必要となります。



この旗が目印！

在宅医療・介護連携に関する多職種合同意見交換会が行われました

2月19日、総合福祉会館「やすらぎの里」で「在宅医療・介護連携に関する多職種合同意見交換会」が行われました。

この意見交換会は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据え、在宅医療と介護との連携を密にし、何歳になっても住み慣れた地域で住み続けることができる地域社会を目指すために行われたもので、本市では初めての試みとなります。当日は、医師や歯科医師、薬剤師、ケアマネジャーやホームヘルパーなど市内の医療・介護関係者69人が参加し、「市内の在宅医療と介護連携における課題や問題点」をテーマに、職種の垣根を越えた活発な意見交換が行われました。

参加者からは、「多職種が集まって話し合う機会はとても重要」「施設、事業所、組織の枠を越えたコミュニケーションが必要」といった、意見や課題が出されました。今後も、意見交換会を実施する予定で、今回の意見を基に、医療と介護をうまく連携させるための対策を議論していきます。

▶問い合わせ 高齢者福祉課地域支援担当(内線278)



在宅医療・介護連携に関する多職種合同意見交換会の様子



市内5カ所に健幸案内所を開設しました

健康づくりに関する身近な相談場所として、4月1日(休)から「健幸案内所」を開設し、「健幸コンシェルジュ(保健師などの専門職)」が市民の皆さんの求めに応じて、一人ひとりに合った健康づくり活動を紹介します。

自分の健康状態を知りたい方、健康づくりを始めたい方、健康に自信のない方は、ぜひお気軽にご利用ください。

健幸案内所では、次のことを実施します

- 健康づくり活動に関する事業、催し、団体、施設などの紹介
- 特定健診やがん検診の受診案内
- 現在の身体機能(脚力や歩幅)の確認(案内所にある器具で簡単に調べることができます)

※無料で利用できます。

健幸案内所一覧

名称	住所	電話番号	対象地区
総合健幸案内所 (保健センター健康づくり支援担当)	本丸2-5 (市役所2階)	556-1111 (内線378)	市内全域
健幸案内所 緑風苑 (地域包括支援センター緑風苑内)	須加1529	557-3611	北河原・須加・長野・佐間
健幸案内所 まきば園 (地域包括支援センターまきば園内)	白川戸275	550-1777	行田・荒木・星河・星宮・南河原
健幸案内所 壮幸会 (地域包括支援センター壮幸会内)	下忍1162-14	552-1123	太井・持田・下忍
健幸案内所 ふあみいゆ (地域包括支援センターふあみいゆ内)	下須戸75	558-0088	忍・太田・埼玉

▶問い合わせ 保健センター健康づくり支援担当(市役所内・内線378)

4月から生活困窮者の支援制度が始まります

「働きたくても働けない」「生活に困っている」「住むところがない」など、生活全般にわたる困り事の相談窓口が4月から設置されます。

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験が少なく不安な方など、生活の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。



相談から支援までの流れ

- 1 相談窓口にご相談ください。専門の支援員が生活上の問題・悩みを確認し、課題を整理します。
- 2 支援員は相談者の意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、支援プランを作成します。
- 3 プランに沿って関係機関と連携し、各種サービス(住居確保給付金の支給、子どもの学習支援)の提供などの支援を行います。

住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失う恐れのある方に、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

子どもの学習支援

学習教室の設置をはじめ、日常的な生活習慣を身に付けるための支援、進学に関する支援など、子どもの健全育成に必要な支援を行います。

- 4 相談者の状況や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、必要に応じて支援プランを再検討します。
- 5 相談者の困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。

▶相談日時 月曜日から金曜日までの午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(祝日、年末年始を除く)

▶相談窓口 自立相談支援センター(行田市社会福祉協議会内) ☎557-5400または福祉課

▶相談できる方 市内在住で、生活に困窮している方(生活保護受給者を除く)

▶費用 無料

▶問い合わせ 同課生活保護担当(内線264)

▼お問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線262)

▼手当額
 【(1)の児童】1人月額6千円
 【(2)および(3)の児童】1人月額3千円
 ▼所得制限 保護者の平成27年度(4月から7月までの手当て)については前年度(の市町村民税所得割が課税されていないこと)
 ※現在この手当を受給している方も、新1年生になる子どもがいる場合など、対象に変更がある場合は、新たに申請が必要です。

▼対象 市内に居住し、本市に住居登録または外国人登録をしている方で、次のいずれかの条件に該当する子どもと同居し、監護している保護者(養育者含む) ※生活保護を受給している世帯の子どもを除く
 (1)父もしくは母、または父母の双方が死亡した子ども
 (2)父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した子ども
 (3)母が婚姻によらずに出産した子ども

▼対象 市内に居住し、本市に住居登録または外国人登録をしている方で、次のいずれかの条件に該当する子どもと同居し、監護している保護者(養育者含む) ※生活保護を受給している世帯の子どもを除く
 (1)父もしくは母、または父母の双方が死亡した子ども
 (2)父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した子ども
 (3)母が婚姻によらずに出産した子ども

「ご存じですか」
 行田市ひとり親家庭等
 児童養育手当

人間ドック・脳ドックの検査料を助成します

▶対象

行田市国民健康保険(次の全てに該当する方)

- ・行田市国民健康保険の被保険者で、資格を取得してから1年以上経過した方
- ・申請日現在、満35歳以上の方
- ・国民健康保険税の滞納がない世帯の方

埼玉県後期高齢者医療保険(次の全てに該当する方)

- ・埼玉県後期高齢者医療制度の被保険者で、市内に住所を有する方
- ・後期高齢者医療保険料の滞納がない方

▶検査項目 人間ドック、脳ドック※併診も可

▶助成金額

種類	検査料	助成金	自己負担額
人間ドック	39,960円	27,250円	12,710円
脳ドック	医療機関が定める額	20,000円	検査料から20,000円を控除した額
併診ドック	医療機関が定める額	40,000円	検査料から40,000円を控除した額

※検査内容によって、別途追加料金が発生する場合がありますので、医療機関に確認してください。
 ※人間ドックと脳ドックを同じ医療機関で同時に受診する場合は、必ず「併診ドック扱い」となります。

▶申込方法

- 1 受診する指定医療機関に直接予約してください。
- 2 保険年金課で配布している申請書に必要事項を記入し提出の上、承認決定通知書を受け取ってください。なお、助成を受けるためには**事前申請が必要**です。印鑑と保険証を持参の上、必ず受診前に申請を行ってください(ドック受診後は申請できません)。
- 3 予約した日に保険証と承認決定通知書を持参の上、医療機関で検査を受けてください。なお、自己負担額については、検査日当日に医療機関へお支払いください。

▶受診できる医療機関

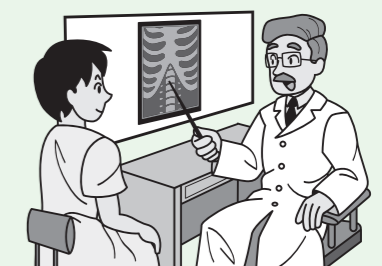
(人間ドック)

医療機関名	所在地	電話番号
加藤内科医院	旭町3-2	556-3253
川島胃腸科	佐間1-18-39	553-0001
行田協立診療所	本丸18-3	556-4581
行田中央総合病院 健康管理センター	富士見町2-17-17	553-2426
栗原医院	本丸11-35	556-2272
壮幸会行田総合病院	持田376	552-1111
ハピネス診療所	長野7296-1	559-0082
松原医院	長野1-31-10	553-6700
やまかわ内科クリニック	吉里山町18-6 マルオカビル2階	564-1488

(脳ドック)

医療機関名	所在地	電話番号
石井クリニック	下忍1089-1	555-3519
行田中央総合病院 健康管理センター	富士見町2-17-17	553-2426
壮幸会行田総合病院	持田376	552-1111

※休診日などについては、各医療機関にお問い合わせください。



▶問い合わせ 同課国保担当(内線271)または医療担当(内線226)

補助金等調査委員会の 委員を募集します

行財政改革の取り組みとして、市から各団体などに交付している補助金などの見直しを検討するに当たって、ご意見をいただくための補助金等調査委員会の委員を次のとおり募集します。

▼応募資格 市内在住・在勤・在学中で、平日昼間の会議に出席できる方。なお、次に該当する方は応募できません。
 (1)応募日現在、既に本市の審議会などの委員の方

▼募集人数 2人
 (2)市職員および市議会議員

▼任期 答申が終了するまで

▼応募方法 住所、氏名、年齢、職業、電話番号、応募理由および市補助金などの見直しに対する考え(400字程度)を記入した書類(様式自由)を5月8日(金)までに、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-1-5 行田市財政課【FAX】553-11355【Eメール】zaisei@city.gyoda.lg.jp
 ▼選考方法 書類審査により選考し、結果は応募者全員に通知します。
 ▼問い合わせ 同課財政担当(内線325・326)

地域型保育事業所が誕生しました

子ども・子育てをめぐるさまざまな課題に対応するため、4月から「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）」がスタートしました。

新制度では、定員19人以下で基準を満たした小規模な保育施設は「地域型保育事業」として、市の認可保育事業所となります。このたび、次の事業所が地域型保育事業所として開所しましたので、お知らせします。

名称	定員	住所	電話番号
たけのこ保育室 (小規模保育事業)	12人	門井町 2-17-7	553-0378
長澤家庭保育室 (家庭的保育事業)	3人	駒形 2-11-11	554-2539

- ▶**対象年齢** 生後6カ月～2歳児
- ▶**利用できる方** 保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない方
- ▶**負担額(保育料)** 保護者の収入などに応じて市が決定します(負担額は施設に支払います)。
- ▶**利用方法** 認可保育所と同様に利用希望月の前月15日までに必要書類を持参の上、子育て支援課に提出してください。なお、詳しい内容は同課へ問い合わせください。
- ▶**問い合わせ** 同課保育担当(内線263)

児童センター内に新しい学童保育室「みずしる学童保育室」がオープンしました

学童保育室は、放課後の時間帯に保護者が就労などで不在となる家庭のお子さんを預かる施設です。市内には、13の学童保育室を設置していますが、利用希望者の増加に対応するため、4月から児童センター内に新たな学童保育室を開室しました。

- ▶**名称** みずしる学童保育室
- ▶**場所** コミュニティセンターみずしる(児童センター内)
- ▶**開室時間**
【学校授業日】放課後～午後7時
【長期休業日など】午前7時30分～午後7時
- ▶**定員** 23人
- ▶**対象学区** 中央小学校、南小学校
- ▶**利用方法** 入室希望月の前月15日までに必要書類を持参の上、子育て支援課に申し込みください。なお、詳しい内容は同課へ問い合わせください。
- ▶**問い合わせ** 同課保育担当(内線263)

行田市公式フェイスブックページを開設しました

市では、「市報ぎょうだ」や市ホームページ、さらには市公式ツイッターなどを通して行政情報や行田の魅力を発信してきました。このたび、情報発信手段を拡充し、行田の魅力を広くPRするため「行田市公式フェイスブックページ」を開設しました。同フェイスブックページでは、皆さんにとって重要な行政情報や市の魅力的な風景の他、災害情報などを発信していきます。「いいね」ボタンを押して、行田の旬な情報をキャッチしてください。



- ▶**問い合わせ** 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

「市報ぎょうだ」5月号は、5月7日に配布します

「市報ぎょうだ」5月号は、4月に行われる統一地方選(埼玉県議会議員選挙、行田市議会議員一般選挙および行田市長選挙)の結果を掲載するため、5月7日(木)に自治会を通して配布します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

- ▶**問い合わせ** 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

プレミアム付き共通商品券を販売します



- ▶**販売日時** 4月18日(土)午前10時～午後3時、19日(日)午前10時～完売次第終了
- ▶**販売場所** 商工センター2階ホール
- ▶**販売単位** 10,000円(1,000円券10枚にプレミアム分3枚を加えた合計13,000円分)
- ▶**購入資格** 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方
- ▶**購入限度額** 1人10万円
- ▶**利用期間** 4月18日(土)～7月31日(金)
- ▶**利用できる店舗** プレミアム付き共通商品券取扱参加加盟店(店頭にはポスターを掲示しています)
- ▶**利用できない商品** 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ▶**発行団体** 行田市商店会連合会
- ▶**その他** 販売日当日は混雑が予想されます。車でお越しになる場合は、商工センター駐車場および市役所駐車場をご利用ください。
- ▶**問い合わせ** 同連合会 ☎556-8003

空き店舗を活用した起業を応援します

市では、起業家の育成や空き店舗などの有効活用を通じて、市内商業の活性化や就業機会の拡大を図ることを目的に、「起業家支援事業」を実施しています。この制度は、空き店舗などを賃借し、新たに事業を開始しようとする方を対象に、家賃または出店に当たっての改装費用の一部を助成するものです。

▶助成内容

助成区分	対象となる費用	交付率	助成限度額
空き店舗等家賃助成事業	空き店舗などの賃借料(消費税を除く) ※助成期間は36カ月	2分の1	月額50,000円
空き店舗等改修助成事業	空き店舗などの改修費(消費税を除く) ※当初改修費のみ対象	2分の1	【空き店舗など】50万円 【空き蔵】250万円

▶対象 次の要件を全て満たしている方

- ・市内で新たに事業を起そうとする方※加盟店および既に事業を営んでいる方による事業拡張は対象外
- ・市内の空き店舗などを活用して店舗などを設置しようとする方
- ・助成金の申請者と空き店舗などの所有者が、①同じ方でないこと、②配偶者ならびに3親等以内の親族でないこと、③雇用関係にないこと
- ・空き店舗等改修助成事業については市内業者による施工であること
- ・主に店舗への来客を対象とする事業者で、昼間の営業ができること
- ・空き店舗などにおいて出店する事業に直接携わること

- ・改修工事に着手しておらず、かつ交付申請書を出した日の属する年度の3月31日までに改修工事が完了し、事業を開始する見込みがあること
- ・市税の滞納がないこと
- ・許認可などを必要とする業種については、既に当該許認可などを受けている方、または許認可などを受けることが確実である方
- ▶**その他** 改修工事着工前の申請が条件となります。なお、年度途中で予算に達した場合は、受け付けを終了します。また、公の秩序または善良な風俗を害する恐れがある起業で、市が支援を行うことが適当でないと認められる場合は対象となりません。
- ▶**問い合わせ** 商工観光課商工振興担当(内線383)

母子家庭・父子家庭の皆さんへ 母子家庭等高等技能訓練促進費 などが給付されます

母子家庭の母親または父子家庭の父親が、養成機関で就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格を取得する場合には、「母子家庭等高等技能訓練促進費」を、さらに訓練修了後には「入学支援修了一時金」を支給します。必ず受講前に相談してください。

▼**対象** 本市に住所を有する母子家庭の母親または父子家庭の父親で、次の全ての要件に該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある方
- ・対象の資格を取得するため、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ・過去の高等技能訓練促進給付費の支給を受けたことがない方

▼**対象資格** 看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、保育士など

▼**支給対象期間**

【高等技能訓練促進費】修業訓練の全期間に支給(支給期間上限2年間)

【入学支援修了一時金】養成カリキュラムを修了した場合に支給

行田市母子父子寡婦福祉会の 会員を募集しています

行田市母子父子寡婦福祉会は、18歳未満の子どもを養育している母子・父子家庭の皆さんの自立を促進し、健全な家庭生活を営めることを目的に活動しています。

- 同会では、年6回程度の交流会や研修会を実施している他、就労に関する情報交換や子育てに関する相談などを行い、より良い生活を過ごせるよう、さまざまな活動を行っています。また、日帰りバスハイク(今年度は5月17日(日)予定)なども実施しており、会員同士の親睦も積極的に図っています。興味がある方は、気軽に問い合わせください。
- ▼**問い合わせ** 子育て支援課子育て支援担当(内線262)